

市第63号議案

横浜市一般職職員の分限に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の分限に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年3月横浜市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「（但し書に該当する場合は4年）」を削り、「引続き」を「引き続き」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に横浜市一般職職員の分限に関する条例第2条第1号の規定に該当して休職中の職員に係る当該休職の期間については、この条例による改正後の横浜市一般職職員の分限に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

結核性疾患により休職を命ぜられた者に対して、休職の期間を延

市第63号

長しないこととする等のため、横浜市一般職職員の分限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の分限に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（休職の効果）

第4条 第2条第1号及び第3号から第5号までの規定に該当する
場合における休職の期間は、教育公務員特例法（昭和24年法律第
1号）第14条第1項（公立の学校の事務職員の休職の特例に関す
る法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（
昭和24年政令第6号）第9条第2項
第10条第2項において準用される場合を含
む。）の規定による場合を除くほか、3年を超えない範囲におい
て、必要に応じ、個々の場合において任命権者が定める。但し、
結核性疾患により休職を命ぜられた者に対しては、任命権者が特
に必要なあると認めるときは、1年以内休職の期間を延長するこ
とができる。

2 前項の期間は、通算して3年（但し書に該当する場合は4年）
を超えない範囲において、引き続き更新することができる。
引続き

（第3項及び第4項省略）